

## 12月は「県下統一滞納整理強化月間」です

●お問い合わせ 税務課 ☎76-3803

税及び保険料は、福祉や医療、教育、土木事業などの様々な公共事業を行ううえで、非常に大切な財源です。そこで、納税の公平性と税収の確保を図るため、12月を「滞納整理強化月間」として、徴収の強化に取り組みます。

滞納

### ストップ!! 滞納 税金は納期内納付を!

「滞納」とは、納税者が納期限までに納付していない状態をいい、滞納が増えることは町の財政を圧迫し、町民サービスに支障をきたすこととなります。

納期限を過ぎると督促手数料や延滞金が増加されるほか、最終的には、法律に定められた差押えなどの滞納処分を受けることとなります。

大多数の町民のみなさんが、厳しい経済状況のなかでも納期限までに納付されているなかで、滞納を続けている場合には、税の公平性や町民としての負担の義務を果たしていただくため、財産の差押えなど、滞納処分を執行します。

納期限を過ぎても納付されていない方は、金融機関または役場窓口等で早めの納付をお願いします。

#### 滞納処分の一例

#### 捜索・タイヤロックの実施

滞納対策として、滞納者の自宅等の捜索や債権の差押えに加え、「タイヤロック(車輪止め)」による自動車やバイク等の差押えを実施しています。タイヤロック装着後も納税が図られない場合は、公売などにより売却のうえ、未納町税等に充てることとなります。



## 新型コロナウイルス感染症対策について

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

飲酒を伴う懇親会等は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まりますが、工夫と一人一人の心がけで、感染リスクを下げることは可能です。あわせて、常時の換気と不織布マスクの適切な着用が極めて重要です。入念な手洗いや「密接・密集・密閉」の回避等も引き続きお願いします。

### ① 会食

- 感染対策をしている認証店を選ぶ
- 体調が悪いときは無理せず出かけない
- なるべく普段一緒にいる人で行う
- どんなに楽しくても大声は控える
- 会話時はマスク着用
- 深酒やはしご酒は控える



### ② 県をまたぐ移動

- 地域の感染状況に留意し、臨機に行動
- 検温など体調管理に努める

### ③ カラオケ

- マスクを着用して、家族で利用する

### 発熱などの症状があるときの受診方法

- ▶ かかりつけ医など身近な医療機関に電話で相談のうえ受診してください。
- ▶ かかりつけ医がない場合や診療時間外の場合

受診相談センター (24時間対応) ☎097-506-2755

